



税のお知らせ
Tax Infomation



償却資産（固定資産税） の申告について

固定資産税における償却資産とは、個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業に用いている構築物、機械、器具備品等のことをいいます。償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在その資産の所在する市町村へ、該当償却資産の状況（資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など）について、毎年1月末日までに申告

する必要があります。（地方税法第 383 条）

償却資産の申告書は 12 月下旬までに各個人または法人へお送りします。申告のご案内がない方でも、申告書の提出が必要と思われる方は、送付いたしますので美波町役場税務課固定資産税係（☎ 0884-77-3615）までご連絡ください。

●償却資産対象資産

会社や個人が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの。

●申告書提出期限

令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

●提出方法

- 1) 電子申告（eLTAX）
- 2) 美波町役場税務課へ持参または郵送

●郵送先

〒 779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18 - 1
美波町役場 税務課 固定資産税 係

土地の異動や家屋を新築または 取り壊した場合は届出をお願いします

固定資産税の基準日は毎年1月1日となり、この日の現況・所有者等で賦課いたします。特に、家屋を取り壊した場合については、役場税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。また、登記されている家屋を取り壊した場合や土地の異動については、法務局で滅失登記及び登記をされますようお願いいたします。



【お問い合わせ】

役場税務課固定資産税担当☎ 0884-77-3615

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)から 普通徴収(口座振替)への変更について

●制度の概要

国民健康保険税(以下「国保税」という。)の納付方法が特別徴収(年金天引き)となっている方のうち、希望される方は申し出を行い普通徴収(口座振替)に変更できます。

●手続きについて

口座振替依頼手続きと普通徴収(口座振替)申出書の提出が必要です。

令和6年4月から特別徴収を中止し、7月からの普通徴収へ変更を希望する方は、令和6年1月24日(水)までに申し出をしてください。

そのまま、特別徴収を希望される場合には、手続きは不要です。

●提出先

美波町役場税務課もしくは由岐支所

●手続き後について

申し出から、年金天引きが停止されるまで数ヶ月程度必要になります。

申し出の時期により、年金天引きが停止される年金支払月が異なります。

●口座振替への変更でご注意いただきたいこと

国保税の納付状況等により、特別徴収から普通徴収への変更について、ご希望に添えない場合があります。普通徴収に変更した後に国保税の滞納が発生した場合は、特別徴収に戻させていただきます。

●所得税・住民税等の社会保険料控除

国保税は、所得税・住民税等の社会保険料控除に算定できます。

特別徴収(年金天引き)は、特別徴収された方の社会保険料控除となります。

普通徴収は、国保税を支払った方の社会保険料控除となります。

●特別徴収の対象となる条件

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者である。
 - ②世帯内の国民健康保険加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満である。
 - ③世帯主の公的年金の受給額が、年額 18 万円以上である。
 - ④介護保険料と国保税の合算額は、天引きの対象となる年金受給額の 2 分の 1 を超えない。
- ※世帯主が 75 歳を迎える年度は特別徴収されず、普通徴収となります。

●特別徴収の開始月

令和 5 年 4 月 2 日から令和 6 年 4 月 1 日までの間に、65 歳に達する世帯主および美波町に転入した世帯主は、令和 6 年度から新たに特別徴収の対象となります。

令和 5 年 4 月 2 日から令和 5 年 10 月 1 日までの間に、65 歳に達する世帯主および美波町に転入した世帯主は、原則、令和 6 年 4 月から特別徴収が始まります。

令和 5 年 10 月 2 日以降に、65 歳に達する世帯主および美波町に転入した世帯主は、令和 6 年 6 月以降から順次、特別徴収が始まります。

令和 6 年 4 ~ 8 月の特別徴収の金額は、令和 5 年度国保税の年間税額から計算した金額になります。

【お問い合わせ】 役場税務課☎ 0884-77-3615